るため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 29 年度から令和 3 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 29 年度から令和 3 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

L_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0163

L_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01371
　　イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01621

$L_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00056
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00057

$L_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00089
　　イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00090

$L_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00134
　　イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00141

M_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち、障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和 3 年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和 3 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

$N_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00313
　　イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

O_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定に

又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 29 年度から令和 2 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 29 年度から令和 2 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

L_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0163

L_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00084
　　イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00080

$L_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00056
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00057

$L_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00089
　　イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00090

M_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定に